福島第一原発事故訴訟の審理開始に当って

平成26年9月26日
原告訴訟代理人
弁護団長　　細 井 土 夫

1　初めに

(1)　2011年・平成23年3月11日、東北地方を中心に、東日本大震災が発生し、その結果、福島第一原発は、地震と津波で大被害を受け、全交流電源の喪失、冷却系の機能が停止し、シビアアクシデント（深刻な事故・過酷な事故）が発生しました。これは、国際原子力事象評価尺度レベル7に該当し、ソ連時代の1986年4月に起こったチェルノブイリ事故に匹敵する大事故です。

(2)　ところで、日本政府も東京電力を含む電力会社は、日本の原子力発電所は安全であり、「チェルノブイリのような事故は絶対に起こさない」「全電源喪失はあり得ないし、一時的な電源喪失が起こっても早晩電源を確保することができ、メルトダウンを起こすような大事故は絶対にあり得ない」と説明して来ました。政府と電力会社は，協力して原子力発電所について「安全神話」を作ってきました。

(3)　しかし、地震国日本においては、巨大地震ないしこれに伴う巨大津波が起こりこれが原子力発電所を襲うことは十分に想定可能であり、また世界的には2004年・平成16年12月に、スマトラ沖の巨大地震と津波に際し、インド・マドラスの原子力発電所では、非常用海水ポンプが運転不能となる大事故が現実に発生しています。

(4)　東日本大震災においては、福島第一原子力発電所の1号機から3号機において、現実にシビアアクシデントと評価される深刻な事故が発生しました。これは、政府や電力会社が、日本の原子力発電所は安全であると説明してきたことが誤りであったことを、如実に示すものです。

2　シビアアクシデント（深刻な事故）の発生と被害救済

(1)　福島第一原発は、この事故において、全交流電源を喪失し、1号機から3号機までがメルトダウンを起こし、また1号機と3号機、4号機が次々に水素爆発を起こしました。その結果、極めて大量の放射性物質が大気中に放出されました。

この事故で、福島第一原発で、事故対応に当った吉田昌郎所長は2号機のメルトダウンに遭遇し「ここで本当に死んだと思った」「われわれのイメ

ージは東日本壊滅です」と証言している。すさまじい深刻な事故が発生したことは、明らかです。

(2)　この事故により、極めて大量の放射性物質が大気中に放出され、福島県を中心に住民に降り注ぎ、また広大な地域が放射性物質で汚染されました。大量の放射性物質は、海へも放出されました。

放射性物質の放出は、現在に至るも停止したわけではありません。

(3)　当時、福島の県民や他地域の住民に、正確な事故情報は知らされませんでした。しかし、次々に起こる水素爆発や政府の説明が次々に変更されることを目の当たりにして、避難指示区域の住民は当然のこととして、それ以外の区域外の住民が、故郷を離れて避難したことは、当然のことといえます。特に、幼い子供を抱えた家族は、子供のために泣く泣く家を後にしたものです。

(4)　この事故の結果、どんなことが起こったかは、この訴訟で明らかにされることですが、次のような事実は間違いのない事柄です。

①　極めて大量の放射性物質が、大気中に放出され、それは住民の上に降り注ぎ、また広範な大地を汚染しました。海にも、大量の汚染水が放流されました。この状態は、現在も続いています。

②　その結果、いわゆる避難区域を中心として、人の居住できない地域が生まれました。これは地域社会を根底から破壊するもので、地域経済は壊滅しました。

③　放射性物質を大量に浴びた人々の健康被害は、現段階では顕在化している人は少ないかも知れませんが、将来ガン等の各種の疾病にり患する可能性が高まることは確実であり、特に子供、乳幼児について,極めて深刻な健康被害が発生する可能性が高いと言えます。福島等の現地では、現在でも低線量被曝ないし内部被曝に曝されており、被害は拡大しているのであり、とても終息しているとは言えません。

④　避難区域外から避難してきた人々についても、地域に残った人たちと避難してきた人との間に、目に見えない壁ができてしまい、容易に地元に帰ることができないでいる人もいます。

(5)　以上のとおり，未曾有の原発事故、特に次々に起こる水素爆発事故を見るにつけ、原発から相当に離れた地域に居住する住民についても、特に幼い子供を持つ親は、子供のために、また自らの安全のために、自分の住む地を離れ、全国各地に避難しました。

愛知県には、この関係で最も多い時期には、830人以上が、また岐阜県にも300名以上が避難してきておりました､最近では若干減少したものの、多くの人々が、厳しい避難生活を送っています。また、最終的に故郷に帰

ることを断念し、当地に永住することを決めた被災者が数多くいます。

福島原発事故の被害は，未曽有のものであり，今回の訴訟で原告として立ち上がった人は，勇気がある人たちです。

声を上げられず、現地でひっそりと暮らしている人、愛知県や岐阜県に避難してきたが世間の目を気にして訴訟をためらっている人が、相当数いることは確実です。

福島原発事故は、住民や避難者に言い知れない被害を与えました。

(6)　ここで、改めて強調したいことがあります。それは、福島原発事故の被災者は、この事故に対し全く責任がなく、一方的な被害者であるということです。そうであるのに、被災者は、十分な補償を受けていません。

東京電力に対する直接請求制度は、補償の対象となる住民の範囲が限定されていますし、金額的にも不十分です。ＡＤＲの制度は、一応整備されましたが、避難区域外の住民ないし同地域から避難してきた人たちに対しては、基本的に補償の対象としていません。これは、不正義です。

こうした不正義に対し、本件の原告らは救済を求めて本件訴訟を提起しました。

(7)　原告らは、二度と福島第一原発と同じような事故を起こしてはならないと切に訴えます。

福島第一原発事故は、「フクシマ」の名前とともに、我々があるいは全ての世界の人々が、末永く記憶し、今後の教訓にすべきものです。

3　この訴訟で訴えたいこと

(1)　原告は、被災者の代表として、東京電力に対し、十分な補償をするように要求します。東京電力は、避難区域内か区域外かを問わず、住民が水素爆発等をみるにつけ、避難せざるをえなかった状況、そして現在も当地に留まらざるを得ない状況を理解すべきです。そして、子供を中心にして健康被害におびえる現状を理解し、3年6カ月以上を経過した現状において、速やかに十分な補償をするよう要求します。

(2)　また、国に対しては、安全神話を作り上げた原子力政策が不十分で規制権限を行使しなかったことが誤りであったこと，及びこの事故に対し国家賠償責任があることを速やかに認め、原告らに１日でも早く十分な補償をするよう要求します。

(3)　原告は訴えたいことが非常に多く、短時間で主張しきれるものではありませんが、裁判所に置かれましても、「本件被害の構造と実情」を良く理解していただき、原告らの主張の正当性を認め、適正な判断をしていいただきますよう要望し、訴訟の冒頭の意見とします。